



8・3/原告の意見交流会及び第三次提訴説明会開催 被害者に寄り添う弁護団の思い新たに!

8月3日(日)の前橋は36℃を超える猛暑日でしたが、訴訟の原告となっている方々に群馬県庁の昭和庁舎(何度か説明会を実施したところ)に集まって頂き、意見交換会を開催させて頂きました。

この意見交換会では、弁護団から現在の訴訟の状況等についてご案内させて頂くとともに、これまでのみなさんの体験等について話して頂きました。

暑い中、都合をつけて来て頂いた皆様、ありがとうございました。



■次回裁判に向けて、真剣な議論が展開される弁護団会議■

この意見交換会では、原告となっている方々に、会議室のテーブルを大きな輪の状態にして座って頂いたの、順番に、これまでの体験や、意見等について話して頂きました。

原告の方々は、それぞれ、大変な苦勞をしているのだ、ということ改めて実感すると共に、弁護団で活動している弁護士にとって、本当に考えさせられるところがありました。

避難しようにもガソリンがなくなってしまい、避難に支障を来した方、仕事がなくなってしまい避難せざるを得なくなった方、

情報が全くない中で、避難するように言われて着の身着のままでもとらずに避難した方、すぐに子どもだけを避難させた方など、避難の状況は様々。

また、避難してからも、福島とは違う自然環境の中で、住環境の中で、そして、今までとは異なる人達の中で生活することについて不安を感じたり苦勞されたりした方々。仕事のこと、家族のこと、そして、福島の地元の方々との関係など。

みなさんが、避難前も避難後も、様々な苦勞をしていることは共通でしたが、その状況も、苦勞している内容も、一人一人が大きく違います。改めて、被害者の方々に寄り添う弁護団であろうと、決意を新たにしたところです。



また、弁護団からは、すでに、訴状を含む全21通の書面(本ニュース発行日現在では24通になりました。)を提出しておりますので、これらを案内させて頂いたほか、訴訟に関して原告の方々にご協力頂きたいことなどについて、ご案内させて頂きました。

今後、原告になっている方々には、もう1通陳述書の作成をお願いすることになります。詳細が決まりましたら、担当の弁護士よりご連絡させて頂きますので、その際は宜しくお願い致します。

(事務局:稲毛正弘弁護士)

東電の答弁書を斬る!

「地震・津波の予見は不可能」

東電の主張には徹底反論

東電の答弁書には、我々が裁判所に提出した訴状に対する認否や反論が記載されています。

●我々は、訴状において、東電が今回の地震や津波を予見することができたにもかかわらず、十分な対策をとっていなかったと主張しています。

これに対し、東電は、答弁書において、「今回の地震は、過去の大地震とは比較にならないほど大規模であり、我が国のどの地震にかかる専門機関も想定しておらず、東電としても予見できなかった。」「今回の津波の規模や波高は、およそ予見できないものであった。」「福島第一原子力発電所における地震や津波への対策は十分であった。」などと主張しています。

しかし、今回の地震や津波を予見できなかった、地震や津波への対策は十分であったという主張は到底納得できるものではありません。我々は、今後も、地震や津波を予見することができたことを指摘していく予定であり、また、地震や津波への対策が十分でなかったことは既に詳しく主張しています。

●我々は、区域外避難者の方を含め、避難者の皆さんが避難したことに合理性があると主張していますが、その前提として、

放射線被ばくにおいて、安全な数値はない(つまり、「〇〇ミリシーベルト以下なら安全」といえる数値はない。)という考え方に立っています。



■8月に準備された証拠の数々。準備書面と合わせて証拠を集め、裁判所に提出する作業がひと苦勞です■

これに対する東電の主張をみると、東電は、年間20ミリシーベルトまでの被ばくであれば、健康被害は生じないと考えていることが読み取れます。

この年間20ミリシーベルトという目安とするという考え方は、政府の要請に基づいて設置された「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の報告書(「WG報告書」)でも触れられており、東電は、このWG報告書をしきりに引用しています。

しかし、このWG報告書には、組織の構成や議論の期間をはじめとする問題点が多数指摘されており、我々もこの点について、既に詳しく主張しています。

(松島 温弁護士)

8月26日/福島地裁

原発事故避難者の自殺、因果関係認め東電に賠償命令

福島第一原発事故後、福島県川俣村から避難を強いられた渡辺はま子さん(当時58歳)が、一時帰宅した際に自殺したのは原発事故が原因として東電を訴えていた裁判で、原告勝訴の判決が出ました。

訴えていたのは夫の幹夫さん(64歳)ら遺族で、はまさんは計画的避難区域に指定された川俣村から福島市内のアパートに避難していましたが、大きなストレスから体調不良に悩まされ、約3週間後、一時帰宅で一泊した際に自宅に庭先で焼身自殺をしました。

判決は、58年間暮らした地域でのつながりや仕事を失い、不慣れなアパート生活による「耐えがたいストレスが、はまさんをうつ状態にさせ、自殺に至らせた」と認定しました。原発事故と自殺の因果関係を認めた判決は初めてで、福島県内では自殺をめぐる、東電に賠償を求めている裁判が他に2件係争中です。

次回以降の、裁判のお知らせ

※今までの裁判は、午前11時開廷で行われて来ましたが、今後は10時30分の開廷になります。

- 9月 5日(金) ※1次・2次提訴が併合。
● 10月24日(金)
● 11月17日(月)
● 12月22日(月)

— 2015年 —

- 1月23日(金)
● 3月 6日(金)
● 3月27日(金) ※準備的口頭弁論の最終日で、証拠調べの内容について検討が始まります。

